

川口市利用者負担（保育料）徴収基準表

階層区分	定義	0～2歳児クラス		3～5歳児クラス	
		保育標準時間	保育短時間		
第1階層	生活保護受給世帯	0	0	幼児教育・保育無償化の実施により、 保育料は無償です。	
第2階層	市区町村民税非課税世帯	0	0		
第3階層	市区町村民税均等割のみ課税世帯	6,000	5,800		
第4階層	市区町村民税所得割課税額	48,600円未満	9,000		8,800
第5階層		48,600円以上58,700円未満	12,500		12,200
第6階層		58,700円以上97,000円未満	19,500		19,100
第7階層		97,000円以上131,300円未満	33,000		32,400
第8階層		131,300円以上169,000円未満	44,000		43,200
第9階層		169,000円以上213,000円未満	54,000		53,000
第10階層		213,000円以上257,000円未満	57,000		56,000
第11階層		257,000円以上301,000円未満	60,000		58,900
第12階層		301,000円以上349,000円未満	63,000		61,900
第13階層		349,000円以上397,000円未満	66,000		64,800
第14階層	397,000円以上	69,000	67,800		

下記の市区町村民税の税額控除は保育料の算定時に反映されません。

- ・住宅借入金控除（住宅ローン）
- ・配当控除
- ・寄付金控除（ふるさと納税）
- など・・・

多子世帯への保育料軽減

小学生以上の兄弟姉妹でも生計を一にしていれば下記減免対象です。

※市区町村民税所得割税額が**57,700円未満の方が対象です。**

- 一番上の子 全額
- 上から2番目 半額
- 上から3番目以降 無料

小学生未満の兄弟姉妹が同時期に対象施設を利用していけば下記減免対象です。

- 一番上の子 全額
- 上から2番目 半額
- 上から3番目以降 無料

※利用施設によっては届出が必要です。

●母子（父子）世帯等への軽減

3～6階層（ただし市民税所得割額77,101円未満の者に限る。）に該当し、下に掲げる世帯は、右表の利用者負担額となります。

- (1) 母子（父子）世帯等
- (2) 在宅障害児（者）のいる世帯
- (3) 生活保護法に定める要保護者世帯等

保育標準時間	保育短時間	多子世帯への保育料軽減
2,000	1,900	小学生以上の兄弟姉妹でも生計を一にしていれば下記減免対象です。 <ul style="list-style-type: none"> ●一番上の子 全額 ●上から2番目以降 無料